

認定基準

1. 要保護児童生徒の認定基準

(1)生活保護法による保護を受けている方

2. 準要保護児童生徒の認定基準

(1)児童生徒の保護者が前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた方

- ① 生活保護法に定める保護の廃止又は停止の措置を受けた方
- ② 地方税法に基づく世帯全員の市民税が非課税の方
- ③ 地方税法に基づく世帯全員の市民税が減免された方
- ④ 地方税法に基づく個人事業税が減免された方
- ⑤ 地方税法に基づく固定資産税が減免された方
- ⑥ 国民年金法に基づく世帯全員の国民年金の保険料が減免された方
- ⑦ 国民健康保険法に基づく保険料の減免又は徴収を猶予された方
- ⑧ 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けた方（児童手当とは違います）

(2)前号に規定する場合以外で、現に生活に困窮していると認められる方

認定基準の目安

北秋田市では、生活保護基準に準拠し、基準額よりも世帯所得が低い場合認定となります。世帯の年齢構成などにより認定基準額が異なりますのであくまでも目安として参考にしてください。本基準額は、生活保護基準の改定に伴って改定される場合があります。

例

| 世帯構成 | 年齢 | 職業等 | 前年収入 | 所得 | 世帯所得(a) |
|--------|----|-------|-----------|-----------|-----------|
| 世帯主 | 38 | 給与所得 | 3,116,000 | 2,001,200 | 2,701,200 |
| 妻 | 38 | パート所得 | 1,350,000 | 700,000 | |
| 子(中学生) | 14 | — | — | — | |
| 子(小学生) | 10 | — | — | — | |

生活保護基準額 × 係数 = 基準額 (b)
2,176,290 円 × 1.3 倍 = 2,829,177 円
※生活保護基準額は、基準額検証用計算ツールにて算出

世帯所得(a) < 基準額(b) 世帯所得が基準額より低いため認定